

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.002

処 分 名	土地の占用の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地の占用の許可であり、申請者に土地を占用する権利を与える設権処分である
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 2 4 条 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 1 2 条
審 査 基 準	占用は、原則として認めない。 ただし ①公園、広場等のように一般公衆の使用を増進する場合 ②ダムを設置の場合のように一般公衆の利用は阻害されるが、河川の流水によって生ずる公利を増進するために必要な場合 ③橋を設置の場合のように河川を離れた社会経済上の必要性に基づいて河川としては甘受しなければならない場合 においては、可能な場合がある
標準処理期間	原則認めないこと、及び、申請があるときにも年度内に数回程度であり、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

■河川法施行規則

第十二条 法第二十四条の許可（水利使用又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の2）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 縮尺五万分の一の位置図
- 三 実測平面図
- 四 面積計算書及び丈量図
- 五 土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 六 その他参考となるべき事項を記載した図書